

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	湖南町安佐野(安佐野集落)	令和2年8月27日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	92.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	67.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	25.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	26.9 ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

安佐野地区の現状は農業従事者の高齢化が進み後継者も減少の傾向にある。
地区内の農地の状況については、70才以上で後継者未定の耕作面積が18.5ha、中心経営体の引き受けの意向がある耕作面積が26.9haとなっており、現在のところ後継者未定の農地については中心経営体が引き受け可能だが、そういった状況のなかで地区の農業を守り継続していくために、後継者の確保・定着を図っていく必要がある。
そのためには、農作業の改善が必須であり、さらに中心経営体への農地の集積集約化が必要である。
また、近年農作物の鳥獣被害が多発し、猪対策で電気柵を設置したものの、大型動物(鹿、クマ等)の被害も増加しているため有効な対策を講じていく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

安佐野地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体、及びその他2経営体が担うほか、規模拡大を希望する就農者の受入れを促進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	7 人	水稲	43.1 ha	水稲	70 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・基盤整備への取組方針 生産効率の向上や農地集積、集約化を図るために安佐野地区において農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>・鳥獣被害防止対策の取組方針 現在実施している猪の被害対策である電気柵を強化し、地区の猟友会の協力のもと大型動物の被害防止に取り組む。</p>
<p>・災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため河川の整備、農業用水路の管理等の農地保全に取り組む。</p>
<p>・農地中間管理機構の活用方針等 地区内の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸付けることとする。また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進める。 施設や機械の導入の際には、補助事業等も活用する。</p>